

社団法人 電気学会の役員報酬に関する規程

(総 則)

第 1 条 この規程は、定款第 19 条 (役員報酬) に関し、必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第 2 条 この法人の役員は有給とすることができるが、無報酬を原則とする。ただし、常勤役員 (専務理事をいう) には理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

2. 報酬の種類は、俸給および通勤手当とする。

(俸 給)

第 3 条 俸給を支給する場合は、原則として年俸制とする。

2. 年俸総額は、原則として 12,000,000 円を限度とし、詳細は理事会において決定する。

3. 俸給月額は、年俸総額を 12 等分にして毎月支給する。ただし、役員希望によりこれを 12 等分以上に分割して、俸給月額および賞与に区別して支給することもできる。

4. 前項により支給する俸給月額を別に定める退職金算定の際の本給として取り扱う。

(給与の支給)

第 4 条 給与は、当月分をその月の 20 日に支給する。なお、支給日が休日のときは、その直前の出勤日とする。

2. 役員が前条 3 項のただし書きに従った支給方式を希望した場合の賞与は、毎年 6 月および 12 月の第 2 金曜日に支給する。

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当は、この法人の職員給与規程第 11 条に従って支給する。

(賞 与)

第 6 条 役員が第 3 条 3 項のただし書きに従った支給方式を希望した場合の賞与は、毎年 6 月および 12 月の賞与支給日に在職する役員に対して支給する。

2. 賞与の額は、第 3 条 3 項のただし書きによって決められた額とする。

(日割計算)

第 7 条 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

2. 役員が退職し、または解任された場合には、その日までの俸給を支給する。

3. 役員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4. 第 1 項または第 2 項の規程により俸給を支給する場合は、その月の実勤務日数により日割計算とする。

(報酬の支払い方法)

第 8 条 役員報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2. 役員が報酬の全部または一部につき自己の預金または貯金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第10条 この規程に関し、必要な事項は職員の例に準ずるものとする。

附則 1.平成15年3月5日開催の理事会において承認制定。
2.平成15年3月5日より施行。